現行

改正案

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下 「法」という。)第三十九条の規定に基づき、災害危険区域の指定及 び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を 定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

- 第二条 次の各号に掲げる区域を法第三十九条第一項に規定する災害 危険区域に指定する。
 - 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法 律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)第三条第一項の規定 により宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
 - 二 前号の急傾斜地崩壊危険区域の周辺その他急傾斜地(急傾斜地法 第二条第一項に規定する急傾斜地をいう。以下同じ。)の崩壊によ る危険の著しい区域で市長が指定するもの
 - 三 地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの
 - 四 前号に掲げる区域の周辺その他地すべりによる危険の著しい区域で市長が指定するもの

(建築の制限)

第三条 前条第一号及び第二号に掲げる区域において住居の用に供する建築物を建築する場合は、次の各号の一に該当しなければならな

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下 「法」という。)第三十九条の規定に基づき、災害危険区域の指定及 び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を 定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

- 第二条 次の各号に掲げる区域を法第三十九条第一項に規定する災害 危険区域に指定する。
 - 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法 律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)第三条第一項の規定 により宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
 - 二 前号の急傾斜地崩壊危険区域の周辺その他急傾斜地(急傾斜地法 第二条第一項に規定する急傾斜地をいう。以下同じ。)の崩壊によ る危険の著しい区域で市長が指定するもの
 - 三 地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの
 - 四 前号に掲げる区域の周辺その他地すべりによる危険の著しい区域で市長が指定するもの
 - 五 津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するもの (建築の制限)
- 第三条 前条第一号及び第二号に掲げる区域において住居の用に供す る建築物を建築する場合は、次の各号の一に該当しなければならな

V10

- 一 建築物の基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又はこれに 類する構造で急傾斜地の崩壊に対して耐力上支障がないものであ り、かつ、当該建築物の外壁の開口部が急傾斜地に直接面していな いこと
- 二 急傾斜地の崩壊に対する防護施設又は防止施設が設置されていること
- 第四条 第二条第三号 に掲げる区域においては、住居の用に 供する建築物を建築してはならない。
- 2 第二条第三号に掲げる区域において住居の用に供する建築物以外の 建築物を建築する場合及び同条第四号に掲げる区域において建築物 を建築する場合は、次の各号に定めるところによらなければならな い。
 - 一 建築物の地階を除く階数が二以下であること
 - 二 建築物の基礎が一体の鉄筋コンクリート造であること
 - 三 前二号に定めるもののほか、建築物の基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端)が良好な地盤に達していること等地すべりに対して構造耐力上安全であるための必要な措置が講じられていること

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

V,

- 一 建築物の基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又はこれに 類する構造で急傾斜地の崩壊に対して耐力上支障がないものであ り、かつ、当該建築物の外壁の開口部が急傾斜地に直接面していな いこと
- 二 急傾斜地の崩壊に対する防護施設又は防止施設が設置されていること
- 第四条 第二条第三号<u>及び第五号</u>に掲げる区域においては、住居の用に 供する建築物を建築してはならない。
- 2 第二条第三号に掲げる区域において住居の用に供する建築物以外の 建築物を建築する場合及び同条第四号に掲げる区域において建築物 を建築する場合は、次の各号に定めるところによらなければならな い。
 - 一 建築物の地階を除く階数が二以下であること
 - 二 建築物の基礎が一体の鉄筋コンクリート造であること
 - 三 前二号に定めるもののほか、建築物の基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端)が良好な地盤に達していること等地すべりに対して構造耐力上安全であるための必要な措置が講じられていること

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。